

# 厚木市木造住宅耐震診断・

## 耐震改修工事

補助制度の御案内

わが家の「耐震診断・改修工事」をしましょう!!

地震はいつ起きても  
おかしくありません!!  
地震対策をしましょう!!



### 目次

大地震による被害

- ◇ 過去の大地震による被害を忘れていませんか
- ◇ 今後起こりうる大地震による被害

補助制度の御案内

- ☆ 耐震診断、耐震改修補助、除却補助について
- ☆ 補助金手続きの流れについて

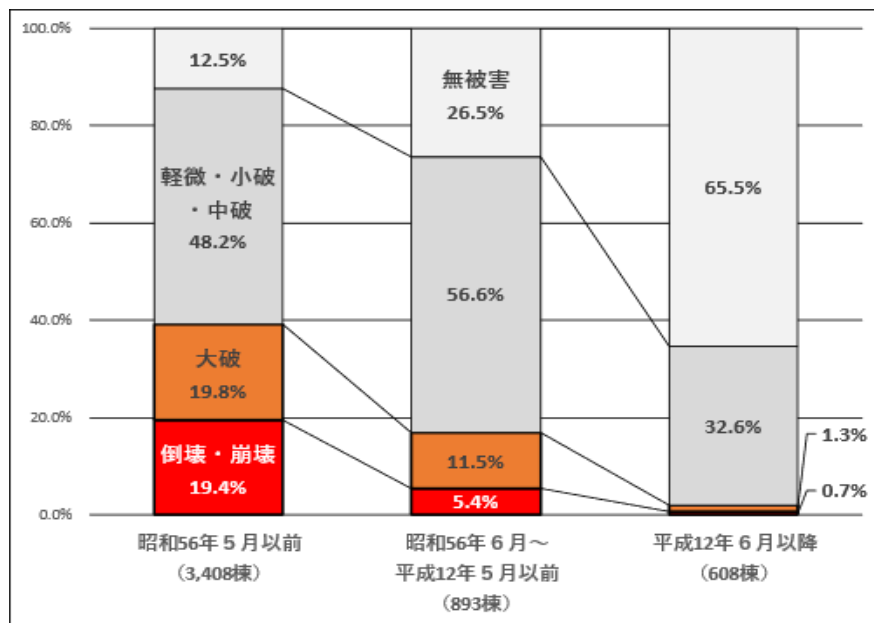
厚木市都市みらい部建築指導課

最終更新 2026.04

## ◇ 過去の大地震による被害を忘れていませんか

能登半島地震においては、家屋、家具類等の倒壊により多くの人命が失われました。被害状況から、昭和56年5月以前の建物は被害が大きい傾向にあることがわかります。また、新耐震基準で建築された平成12年5月以前の建物の一部にも、倒壊等の被害が見られたと報告されています。

◇能登半島地震による建築年別の被害状況（建築物）

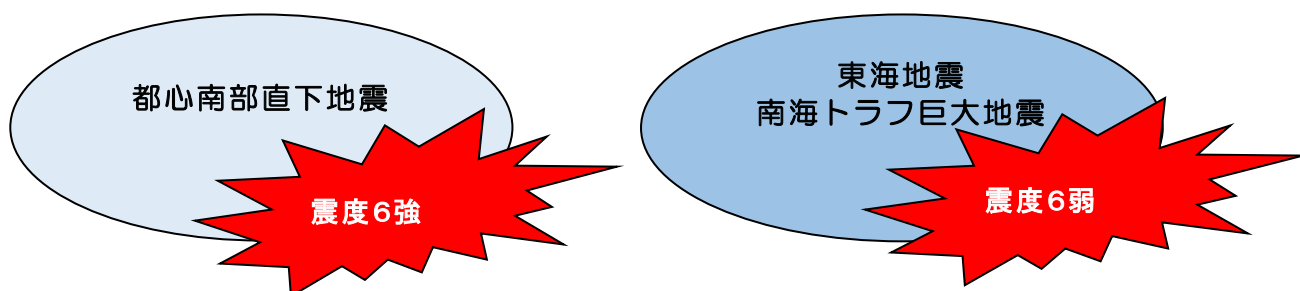


令和6年能登半島地震建築物被害調査等報告(速報)より

## ◇ 今後起こりうる大地震による被害

日本では大地震により度重なる大きな被害に見舞われており、いつどこで大地震が発生してもおかしくない地震大国であると言えます。

厚木市においては、今後30年以内に震度6弱以上の地震が起きると想定されています。



※神奈川県地震被害想定調査報告書、厚木市地域防災計画より

## ☆ 耐震診断、耐震改修補助、除却補助について

※各補助について、**申請前に必ず**当課窓口で一度事前相談をしてください。

※補助件数に限りがあるため、**先着順**です。

※補助金交付決定前に着手されたものについては対象外です。

### 1 耐震診断補助

地震に対する安全性を評価する耐震診断の費用を補助します。

#### • 補助対象建築物チェックリスト

- 専用住宅又は兼用住宅である(兼用住宅については、事前に御相談ください。)
- 地上2階建て以下の在来軸組工法による木造建築物である。
- 平成12年5月31日以前に新築の工事に着手された建築物である(増築又は改築した建築物については、事前に御相談ください。)

#### • 補助対象者チェックリスト

- 「木造住宅の所有者(個人に限る。以下「所有者」という。)」
- 所有者の同意を得ている「所有者の配偶者」「所有者の一親等の親族」のいずれか

#### • 補助額 全額(上限9万円)

#### • 補助の申込方法

耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事監理の補助を受けるには、市に登録した「耐震診断改修技術者」に依頼する必要があります。「厚木市木造住宅耐震診断改修技術者一覧表」からご自身で選定し、依頼してください。

申請手続きは、耐震診断改修技術者へ委任することができます。

※技術者名簿は窓口及び市ホームページで御確認いただけます。

### 2 耐震改修設計補助

耐震改修工事を行うための耐震改修設計の費用を補助します。

#### • 補助対象建築物 1の耐震診断補助を受けた結果、総合評点が1.0未満の住宅

#### • 補助額 補強設計費用等の3分の2の額(上限11万円)

#### • 補助の申込方法 1の耐震診断と同様です。

### 3 耐震改修工事補助

耐震改修設計に基づき行われる耐震改修工事の費用を補助します。

- 補助対象建築物 2の耐震改修設計補助を受けた住宅

- 補助額 耐震改修工事費の3分の2の額(上限100万円)  
工事監理費の3分の2の額(上限7万5千円)

※ 個人住民税非課税世帯につきましては上限50万円加算されます。詳細につきましては、建築指導課で御確認ください。

- 補助の申込方法

耐震改修工事監理を依頼する技術者に委任をするか、建築指導課にお問い合わせください。

### 4 除却補助

耐震診断の結果、倒壊・崩壊の可能性があるると判断された住宅の除却工事の費用を補助します。

- 補助対象建築物 1の耐震診断補助を受けた結果、総合評点が1.0未満の住宅

- 補助額 除却費用の2分の1の額(上限50万円)

- 補助の申込方法

1の耐震診断完了後、除却工事着手前に建築指導課にお問い合わせください。

# ☆ 補助金手続きの流れについて

## 【申請手続きの流れ】

## 【注意事項など】

事前相談

補助制度の対象となるか判断いたします！  
必ず申請前に御連絡ください。

耐震診断改修技術者の選定

「厚木市木造住宅耐震診断改修技術者一覧表」  
から、耐震診断改修技術者を  
ご自身で選定し、依頼してください。

補助金の申請

申請に必要な書類をご準備ください。  
(耐震診断改修技術者に手続きを委任することが  
できます)

補助金の交付決定

交付決定通知書を発行いたします。  
発行後に補助事業に着手できます。

補助事業の実施

耐震診断改修技術者が補助事業を実施します。

補助事業完了の報告

補助事業が完了次第速やかに完了報告書を提出  
してください。  
(耐震診断改修技術者に手続きを委任することが  
できます)

補助金の支払い

内容に支障がない場合は、  
補助金が支払われます。

補助制度の詳細や申請書類については、  
市のホームページからご確認いただけます。



市HP



## （関連性のある補助制度の紹介）

### ○耐震改修を行うと所得税や固定資産税の控除が受けられます！

厚木市木造住宅耐震改修工事補助制度で木造住宅の耐震改修工事を行った場合、所得税や固定資産税の控除が受けられます。

税の種別	固定資産税	所得税
申告窓口	厚木市 財務部資産税課 家屋・償却資産係 046-225-2031（直通）	厚木税務署 046-221-3261（代表）

〒243-8511

厚木市中町3丁目17番17号

厚木市役所第二庁舎13階

厚木市都市みらい部建築指導課

【問合せ電話番号】046-225-2434（直通）